

荒尾市内保育所等の自然災害時等における臨時休園等のガイドライン

1 目的

市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所(以下、「保育所等」という。)において、台風や豪雨等の自然災害発生時(以下、「災害時等」という。)など平常時の保育を継続できない状態において、子ども、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等の臨時休園等の対応について、ガイドラインを定める。

2 保育所等における基本的な対応方針

警戒レベル4以上の自然災害が発生した場合は、基本的に保育所等は臨時休園または、保育の短縮を行う。

ただし、防災関係者や医療機関従事者等の災害時においても社会的要請が強い業務に従事する保護者の児童に対しては、保育の提供を確保する必要があるため、各保育所等で事前に把握し、施設の安全面、職員の人員配置などを確認した上で、応急的な保育の実施に努める。(※応急的な保育については、各施設において施設の安全面、職員の確保ができない場合は、応急的な保育を提供しないことも可能とする。)

なお、応急的な保育は、災害前日までに保護者からの申し出により、実施するものとするが、開所時間の変更や延長保育の有無、弁当持参が必要となる等、通常保育と異なる取り扱いを行う場合は、施設から保護者に周知するものとする。

また、災害対応については、保育所等の施設や立地条件等によって、状況が異なることから、本ガイドラインと併せて、警戒レベルの発令によらずとも、臨時休園や保育の縮小などの対応もありえることを、市及び保育所等は事前に保護者に周知するものとする。

3 実際に避難情報等が発令された時の対応

(1) 午前6時時点で発令中の場合

警戒レベル	保育施設等の対応	備考
警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該日は、臨時休園とする。 (・施設の安全や職員の配置が確保される場合において、災害対応や医療等の業務に従事する保護者の園児については、保育所等において、応急的に保育の提供に努める。) ・保護者への臨時休園の連絡に努める。 	
※警戒レベル3 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、保育を実施する。 ※警戒レベル3においても、施設長が、災害の被災状況や今後の気象情報、保育士の配置状況により臨時休園等が必要と判断した場合は、市と協議の上、臨時休園、保育の縮小などの措置を取ることができる。 	

※災害対応については、保育所等の施設や立地条件等によって、状況が異なることから、警戒レベルの発令によらずとも、各施設の状況により臨時休園や保育の縮小などの対応もありえる。

※警戒レベルの発令は無いが、保育所等において臨時休園や保育の縮小などの措置をとる必要があるときは、事前に市と協議を行うこと。

(2) 開園時間中に発令した場合

警戒レベル	保育施設等の対応	備考
<p>警戒レベル4 (避難指示)</p> <p>警戒レベル5 (緊急安全確保)</p>	<p>・原則、保育の縮小を行う。(降園時間を早める。)</p> <p>・あらかじめ保護者に周知している避難所等へ園児を避難させる。(園内において安全が確保できる場所があると判断した場合は、その場所へ園児を避難させる)</p> <p>・保護者へ「気象情報や施設の状況の連絡」と「出来るだけ速やかなお迎え」を依頼する。 なお、保育所等の周辺道路の冠水や土砂崩れ等の発生等により通行ができない場合は、その旨も連絡を行い、保護者の安全面に配慮した呼びかけを行う。</p>	
<p>※警戒レベル3 (高齢者等避難)</p>	<p>・原則、保育を実施する。 ※警戒レベル3においても、施設長が、災害の被災状況や今後の気象情報、保育士配置の状況により保育園の臨時休園等が必要と判断した場合は、市と協議の上、臨時休園、保育の縮小などの措置を取りうる。</p>	

※災害対応については、保育所等の施設や立地条件等によって、状況が異なることから、警戒レベルの発令によらずとも、各施設の状況により臨時休園や保育の縮小などの対応もありえる。

※警戒レベルの発令は無いが、保育所等において臨時休園や保育の縮小などの措置をとる必要があるときは、事前に市と協議を行うこと。

4 市及び保育所等、保護者の役割分担

	臨時休園や保育の短縮の決定に関すること	災害の備えや情報伝達・周知に関すること
保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等は、市から「臨時休園」の連絡があった場合は、速やかに保護者に連絡を行う。 ・保育所等は、保育が必要な児童に対する応急的な保育の実施に努める。(※応急的な保育については、施設の安全面、職員の確保ができない場合は、応急的な保育を提供しないことも可能とする。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等は、自然災害時は本ガイドラインに沿った、臨時休園等の対応がありえることを入園時や保護者総会等において周知する。 ・保育所等は、災害時の避難場所や避難経路、園児の引き渡し方法等を予め定めておき、定期的な避難訓練や保護者への周知、情報の共有に努める。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、保育所等から「臨時休園」及び「保育の短縮」等の連絡があった場合は、安全を確保しながら、家庭保育や速やかに送迎を行うなど対応する。 ・保護者は、気象情報をはじめ荒尾市からの災害情報や保育所等からの情報の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、保育所等からの自然災害時における臨時休園等のガイドラインについて理解を深める。 ・保護者は、保育所等に電子メールや電話番号等を伝え、緊急時の連絡等がとれるように努める。連絡先の変更があった場合も速やかに保育所等へ伝える。 ・保護者においては、保育所等からの臨時休園等の連絡がなくても、自宅周辺において危険を感じたときは、無理に登園や送迎を行わず、安全な場所で待機するなど対応をする。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、気象情報や各種防災情報の収集に努め、臨時休園の判断を慎重に行い、決定した場合は、各保育所等へ連絡を行うとともに市のホームページや愛情ねっと等により情報の周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、本ガイドラインを市のホームページ等に掲載し周知を行う。

5 天候回復後の業務復旧

天候回復後に業務復旧に向けて、保育所等は次の事項等を確認し、安全を確保した上で保育を実施する。

- ・職員の安否確認及び保育体制の確保
- ・施設の安全性の確保(屋根や壁などの破損の有無、雨漏り等の有無などの確認)
- ・施設周辺の安全の確認(門や柵などの外構の破損の確認、遊具、園庭などの確認、周辺の道路や河川の水位、土砂災害の状況などの確認)
- ・ライフラインの状況確認(電気・水道・ガス・通信など)

※市は、災害発生後、保育所等の被害状況や保育の再開時期等の把握に努める。

※保育所等は、被災の程度がひどく保育の提供が困難で、長期の休園等が必要な場合は、必ず市と協議を行うこと。

※【参考】 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は、次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始 が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	気象庁や市からの 気象情報や避難情報等
警戒レベル1	最新の気象情報等に留意し、災害に対する心構えを高める。	早期注意情報
警戒レベル2	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	氾濫注意情報 大雨注意報 危険度分布「注意」(黄) 洪水注意報 高潮注意報
警戒レベル3	市から高齢者等避難が、発令。 高齢者・要配慮者は、安全な場所(指定避難所等)や建物内のより安全な場所へ避難を開始する。	大雨警報(土砂災害) 危険度分布「警戒」(赤) 洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報
警戒レベル4	市から避難指示を発令するレベル。 指定避難所等や建物内のより安全な場所へ避難する。 ※危険な場所から全員避難	土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」(紫) 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報
警戒レベル5	命を守るための最善の行動をとる。 ※すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。	大雨特別警報 氾濫発生情報

土砂災害警戒区域内に立地する保育所等(荒尾市防災計画より)

災害種別	施設名
高潮浸水	なかよし保育園 みやじま幼稚園、荒尾四ツ山幼稚園 あけぼの幼稚園
土砂災害 洪水浸水	第二四ツ山幼稚園